

仙台市水道局発注工事における総合評価一般競争入札実施要綱

(平成 24 年 3 月 22 日管理者決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）、仙台市水道局契約規程（昭和 39 年仙台市水道局規程第 17 号。以下「契約規程」という。）、仙台市水道局契約事務に関する審査委員会規程（平成 10 年仙台市水道局規程第 15 号。以下「審査委員会規程」という。）及び仙台市水道局制限付き一般競争入札実施要綱（平成 8 年 3 月 29 日管理者決裁。以下「競争入札実施要綱」という。）に定めるもののほか、令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、本局が発注する工事において、価格その他の条件が本局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する入札方式（以下「総合評価一般競争入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 次に掲げる対象工事の請負契約については、総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとする。

- (1) 予定価格 5 千万円以上の対象工事（配管工事については予定価格 1 億円以上のもの）とする。
ただし、災害復旧工事その他仙台市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるものを除く。
- (2) 予定価格千万円以上 5 千万円未満の対象工事のうち、管理者が選定するもの。

(入札方式等)

第 3 条 対象工事に係る入札の実施にあたっては、入札金額について開札したうえで、第 13 条の規定により落札者を決定するまで落札決定を保留するものとする。

- 2 総合評価一般競争入札の実施にあたっては、仙台市水道局郵便入札実施要領（平成 15 年 10 月 31 日管理者決裁）第 9 条第 2 項中「落札となるべき同価格の入札をした者」とあるのは、「評価値が最も高い者」と読み替えるものとする。

(学識経験者の意見の聴取の方法)

第 4 条 令第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による意見の聴取は、会議又はこれに代わる適切な方法により行うものとする。

- 2 前項の会議は、選任した学識経験者の全員が出席しなければ、開催することができない。

(入札の公告)

第 5 条 管理者は、対象工事について、契約規程第 5 条及び競争入札実施要綱第 7 条の規定に基づき公告する事項のほか、次の事項について公告するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札に参加するための要件
- (2) 技術提案、施工計画その他企業の技術力の評価に必要な事項（以下「技術提案等」という。）の取扱いに関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める事項

- 2 特例政令の規定が適用される対象工事の請負契約に係る入札公告には、契約規程第 5 条、競争入札実施要綱第 7 条及び特例政令第 6 条並びに前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を

掲載するものとする。

- (1) 特例政令の規定が適用される旨
- (2) その他の落札決定後の取扱いに関する事項
(入札参加希望者に交付する書類等)

第6条 管理者は、総合評価一般競争入札を実施する場合には、前条に規定する事項を記載した入札説明書を入札への参加を希望する者に交付するものとする。

(技術提案等を求める範囲の決定と入札書及び技術提案等の提出)

第7条 管理者は、技術提案等を求める範囲を審査委員会規程第1条第2号に規定する技術事項審査委員会（以下「技術事項審査委員会」という。）の審議に付し、工事の特性に応じて定めるものとする。

2 入札参加者は、管理者が別に定めるところにより、入札書及び技術提案等に係る関係書類を提出するものとする。

(技術提案等の審査)

第8条 管理者は、入札参加者の技術提案等の審査及び採否について、技術事項審査委員会の審議に付するものとする。

2 管理者は、必要があると認めるときは、入札参加者に対し、技術提案等の内容について説明を求めることができる。

(落札者決定基準の決定)

第9条 管理者は、令第167条の10の2第3項の落札者決定基準として、技術提案等の内容を評価するための基準（以下「評価基準」という。）及びその方法、落札者決定の方法その他の基準を、技術事項審査委員会の審議に付し、決定するものとする。

(評価基準)

第10条 評価基準は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる留意点を考慮して定めるものとする。

- (1) 評価項目 対象工事に必要な技術的要件に応じて設定すること
- (2) 標準点 100点とし、提案内容が入札公告及び入札説明書に記載された必須の技術的事項に係る最低限の要件を全て満たす場合に限り付与すること
- (3) 加算点 技術提案等の内容に応じて評価項目ごとに付与した得点の合計とすること
- (4) 得点配分 各評価項目の必要性及び重要性の度合いに応じて定めること
- (5) 加算点の範囲 加算点は20点から50点の範囲内とすること
- (6) 技術評価点 標準点及び加算点を加えて得た数値とすること

(評価方法)

第11条 評価方法は、前条第6号に規定する技術評価点を入札価格（補償費等の支出額がある場合は、当該支出額を入札価格に加算した価格）で除して得た数値（以下「評価値」という。）により行うものとする。

(低入札価格の調査等)

第12条 管理者は、予定価格5億円以上の工事について、調査基準価格（総合評価一般競争入札の実施にあたって、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結する

ことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の基準となる価格をいう。)を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査要綱(平成15年10月31日管理者決裁)の例により調査を行うものとし、予定価格1千万円以上5億円未満の工事については、工事請負契約に係る失格基準取扱要綱(平成20年1月29日管理者決裁)の例により調査を行うものとする。

(落札候補者及び落札者の決定方法)

第13条 総合評価一般競争入札における落札候補者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす入札参加者のうち、第11条の評価値が最も高い者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること
- (2) 入札に係る性能等が、入札公告及び入札説明書において明らかにした技術的事項のうち、必須とされた項目の最低限の技術的要件を満たしていること
- (3) 前条に規定する調査等で失格とならなかったこと

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者の順位を決定するものとする。

3 管理者は、前2項の規定により決定した落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると判断した場合は、当該落札候補者に対し、評価値申告書に関する技術資料等(以下「技術資料等」という。)の提出を求めるものとする。

4 管理者は、前項の規定により提出された技術資料等の内容を技術事項審査委員会の審議に付したうえ、その内容が適当であると判断した場合に当該落札候補者を落札者として決定するものとする。

(入札結果の公表)

第14条 管理者は、対象工事の請負契約を締結した場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 落札者の商号又は名称及び所在地
- (2) 落札者の入札価格
- (3) 落札者の評価値

(技術提案等に関する受注者の責任)

第15条 総合評価一般競争入札により契約を締結した落札者(以下「受注者」という。)は、入札において提示した技術提案等の適正な履行について責任を負わなければならない。

2 管理者は、受注者がその責に帰すべき事由により提案内容を履行しなかった場合において、受注者にその履行を請求することが合理的でないと認めるときは、仙台市水道局検査事務要綱(昭和62年11月16日管理者決裁)第11条第1項に規定する工事成績調書の記載において当該成績評定に係る成績評定点を減じ、契約金額の減額又は損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(提案内容の取扱い)

第16条 受注者が入札において提示した技術提案等については、その内容が一般的に行われている状態となった場合は、他の本局発注工事において、受注者の同意を得ることなく無償で使用できるものとする。ただし、受注者の工業所有権その他の排他的権利に属するものについては、この限りでない。

(提案書類の作成費用等)

第 17 条 入札参加者が提出する書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(庶務)

第 18 条 総合評価一般競争入札の実施に関する事務は、対象工事の主たる所管課において処理する。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

(仙台市水道局発注工事における総合評価一般競争入札試行要綱の廃止)

2 仙台市水道局発注工事における総合評価一般競争入札試行要綱（平成 21 年 8 月 21 日管理者
決裁）は廃止する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日改正）

(実施期日)

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。